

佐賀県の都市計画

第4章 都市施設

第5章
市街地開発事業

第6章
都市計画に関する
調査・計画

第3章
土地利用に関する計画

第7章
景観に
関すること

OUTLINE OF TOWN PLANNING 2022

第2章
都市計画の概要

第8章
その他

第1章
佐賀県のすがた





道路

1 都市計画道路

都市における道路は、都市交通施設(交通路、沿道利用)としての機能のほか、居住環境を維持する空間(通風、採光、オープンスペース)としての機能、都市防災施設(避難路、救援路、災害遮断)としての機能、他の都市施設(電気、電話、上下水道、ガスなど)のための空間としての機能、街区の構成としての機能、市街化を誘導する機能など、様々な機能を持っており、道路の計画に当たっては、道路の機能とその種類ごとの効用を考慮し、それぞれの目的に応じた配置及び構造基準とすることが必要です。

令和4年3月31日現在、10市4町で347路線、約600kmが都市計画決定されています。

2 道路の種類

都市内の道路は、軸となる主要な幹線街路から枝葉に相当する区画街路まで、性格の異なる道路のネットワーク(網)として体系付けられており、その交通機能上から次のように分類されます。

種類	定義	
自動車専用道路	都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等もっぱら自動車の交通の用に供する道路で、広域交通を大量かつ高速に処理する道路。	
幹線街路	主要幹線街路	都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携して都市に出入りする交通や都市内の主要な地域間相互の交通の用に供する道路で、特に高い高速機能と交通処理機能を有する道路。
	都市幹線街路	都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路で、住居環境地区等の都市の骨格を形成する道路。
	補助幹線街路	主要幹線街路又は都市幹線街路で囲まれた区域内において幹線街路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させるための補助的な道路。
区画街路	街区内の交通を集散させるとともに、宅地への出入り交通を処理する道路。 街区や宅地の外郭を形成する、日常生活に密着した道路。	
特殊街路	自動車交通以外の特殊な交通の用に供する道路。 もっぱら歩行者、自動車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路。	

〈道路の名称〉

街路番号		
○	・	○○
区分	規模	一連番号

名称は番号及び路線名で表します。

区 分		
1	自動車専用道路	
3	幹線街路	
7	区画街路	
8	特殊街路	
9		歩行者専用道 自転車道又は自転車歩行者専用道
10		都市モノレール専用道等 路面電車道

規 模(幅員の範囲)	
1	40m以上
2	30m以上 40m未満
3	22m以上 30m未満
4	16m以上 22m未満
5	12m以上 16m未満
6	8m以上 12m未満
7	8m未満

一連番号:当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付しています。

●都市計画道路の種類



●幹線街路 与賀町鹿子線(佐賀市)



●区画街路 町家通り線(佐賀市)



●幹線街路 東唐津西唐津線 舞鶴橋(唐津市)



●特殊街路 トンバイ堀通り線(有田町)

3 道路の計画

都市計画道路は、他の都市交通施設と一体となったネットワークとして総合的に体系化されなければならない、その計画に当たっては、次のようなことに留意する必要があります。



●伊万里駅前線(伊万里市)

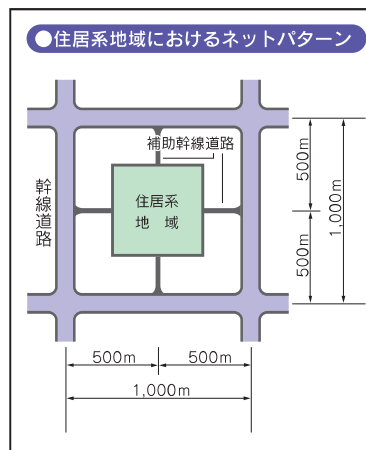


●佐賀駅下古賀線 くすの栄橋(佐賀市)

- ①土地利用計画と整合させる。
- ②他の交通施設との間の需給バランス、配置計画の調整を図る。
- ③交通需要に対応して、合理的な交通処理ができる道路網とする。
- ④生活環境及び供給処理施設のための空間等、多様な機能に注目して計画する。
- ⑤自然環境、生活環境の保全に配慮すると共に、良好な都市環境の創出を図る。

〈市街地における幹線道路の整備水準(参考)〉

土地利用	道路密度 (km/km ²)	道路網構成の内容	備考
住居系	4.0	地区幹線以上のランクの道路 2km/km ² 、補助幹線2km/km ² 全体で500m間隔の格子状とする。	想定人口密度 70～80人/ha
商業系	6.0	地区幹線以上のランクの道路 4km/km ² 、補助幹線2km/km ² 全体で300m間隔の格子状とする。	
準工業・工業系	2.0	準工業系1km間隔、工業系2km間隔の格子状とする。	
工業専用系	1.0		
平均	3.5		全国の用途地域面積比による加重平均



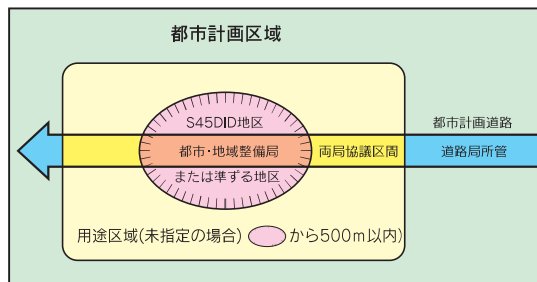


4 街路事業

都市計画道路は、一般的に街路と呼ばれ、都市を構成する最も基礎的な施設で、まちづくりの基本となるものです。

街路事業は、都市計画法に基づき都市計画事業の認可を受けて行います。

また、街路を整備する手法として、他に土地区画整理事業、市街地再開発事業などによるものがあります。



■事業の所管区分

都市計画道路は、原則として、街路事業又は道路事業で整備されますが、街路事業の対象となるのは、県道、市町村道及び将来県道又は市町村道となる一般国道のうち、昭和45年DID地区(人口集中地区)又はこれに準ずる地区内の区間です。

●街並みと一体となった街路整備

■鹿島駅城内線(鹿島市)

街路整備(道路拡幅)に伴い、沿道の店舗や住宅は1.5mのセットバック、和風調の街並みを形成するといった建築協定を締結し、街づくりと一体となった街路整備を行っています。



●着工前



●平成18年度完成

●街路整備と併せた無電柱化

街路整備(道路拡幅)と併せて、「防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点」から、無電柱化を行っています。

■城内線[1工区](佐賀市)



●着工前



●平成24年度完成

■大手口佐志線[3工区](唐津市)



●着工前



●平成28年度完成

5 駅前広場

駅前広場は、鉄道交通と道路交通の結節点として、円滑な乗り継ぎを確保し、駅前交通の輻輳を解消することを目的とした都市施設で、都市計画道路の一部として都市計画決定します。

また、駅前広場は都市の重要な公共空間であり、都市又は地域の表玄関として、都市景観上重要な役割を果たしています。

令和4年3月31日現在、19箇所の駅前広場が都市計画決定されています。



●新鳥栖駅前広場(鳥栖市)

都市高速鉄道

連続立体交差事業

商店、事務所、住宅などが特に集積し、道路密度も高い中心市街地において地上を走る鉄道は、道路との平面交差が交通渋滞や踏切事故の原因となり、都市活動の大きな障害となるだけでなく、鉄道が市街地を分断し、地域の一体的な発展を阻害している場合があります。

連続立体交差事業は、このような地上にある鉄道を、一定区間連続して高架化又は地下化することによって多数の踏切を一举に除去し、立体交差化を実現するとともに、市街地の均衡ある発展を図ることを目的とした事業です。また、土地区画整理事業などの面的整備事業や街路事業などと併せて実施することにより、その効果を最大限に活用することができます。

県内では、佐賀駅付近が昭和52年度に、唐津駅付近が昭和59年度に、武雄温泉駅付近が平成22年度に高架化が完了しています。



●花島踏切りの混雑状況(武雄市武雄町富岡)



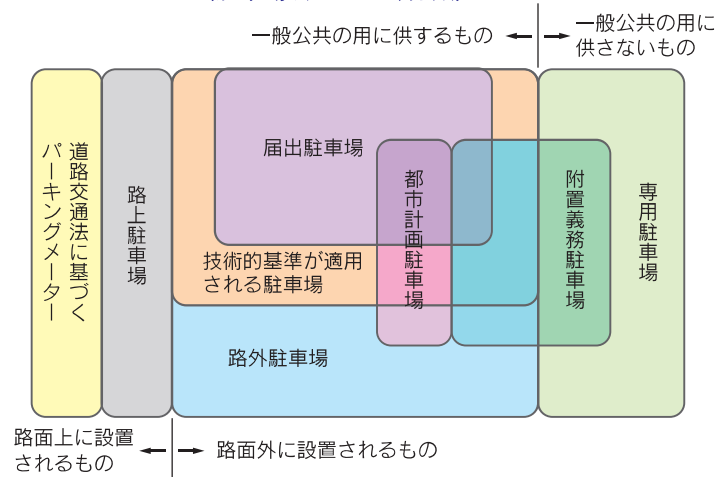
●JR佐世保線武雄温泉駅付近連続立体交差事業(武雄市)

駐 車 場

駐車場は、自動車と他の交通機関との結節点として、また、交通目的地の近くにおけるターミナルとしての役割を持ち、近年では、鉄道、バスなどの公共交通の整備が進んでいない地方都市においては、駐車場整備が中心市街地活性化のカギともなっています。

駐車場の整備は、土地利用や道路及び鉄道の整備と有機的にバランスをとりながら、都市交通体系の一環として進めなければなりません。

〈駐車場法に基づく分類〉



1 都市計画駐車場

都市計画駐車場とは、その対象とする駐車需要が広く一般公共の用に供すべき基幹的なもので、かつ、その位置に永続的に確保すべきものである場合に、都市計画に定められる路外駐車場です。

●自動車駐車場

商業、業務施設が集積している都市の中心部や鉄道駅周辺で、その施設に発生集中する車の路上駐車を排除することやその周辺の交通混雑の解消を目的として設置されます。

●自転車駐車場

鉄道駅周辺の通勤、通学者の自転車利用の増加による放置自転車の急激な増大に対応するため、放置自転車防止条例と併せて設置されます。



●自転車駐車場(佐賀駅高架下)

2 届出駐車場

都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分が500㎡以上で、駐車料金を徴収する路外駐車場のことをいい、その位置、規模、構造、設備その他必要な事項について、知事に届け出なければなりません。

なお、届出の受理については権限委譲により各市町がおこなっています。

3 附置義務駐車場

地方公共団体が駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域において、一定規模の建築物を新築する者に対して、条例で施設の設定を義務付けることができるものです。

公園・緑地

都市の中に緑とオープンスペースを確保する都市公園や緑地は、都市で生活する人々の憩いの場、レクリエーションの場であり、都市景観を潤いのあるものにします。また、騒音などの公害の緩和に役立ち、災害時の避難地ともなるなど、都市の生活環境として欠かすことのできないものです。

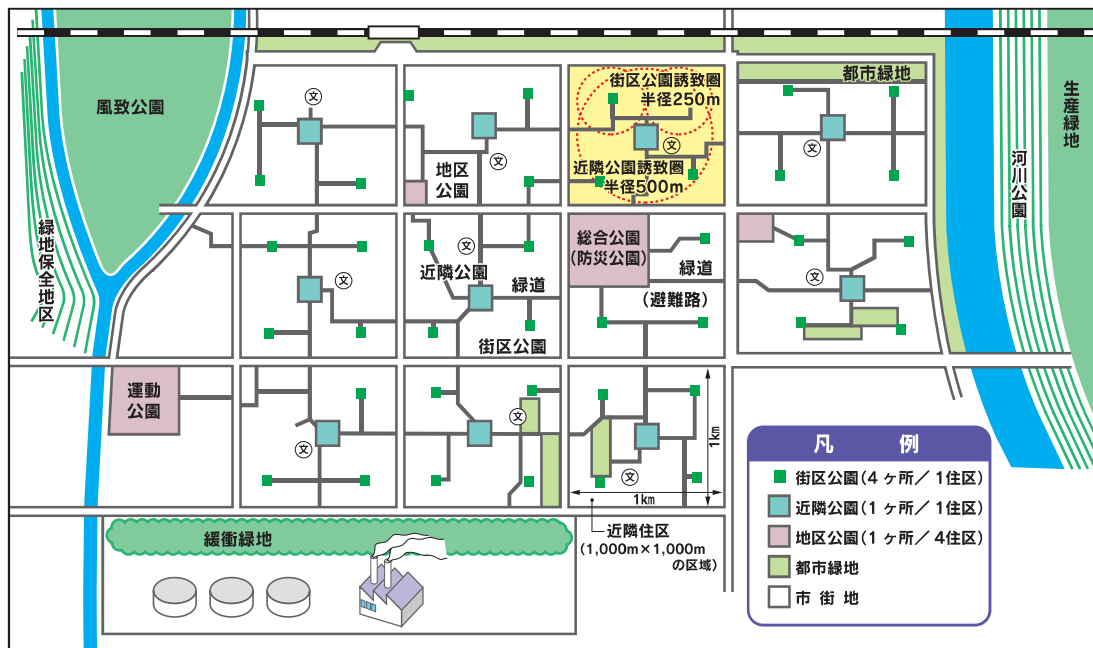
1 都市公園の配置計画

都市公園は、計画的に配置されますが、各々の公園の持つ機能を最大限に活かしながら、その地域を持つ緑地とのネットワークを形成するように配置する必要があります。



●広域(国営)公園 吉野ヶ里歴史公園(神崎市、吉野ヶ里町)

〈都市公園配置様式図〉



●都市緑地 多布施川 河畔公園(佐賀市)



●近隣公園 トンボの池公園(佐賀市)



●街区公園 ねむの木公園（佐賀市）



●緑道 青丸緑道（佐賀市諸富町）



●特定地区公園 ポタ山わんぱく公園（大町町）



●総合公園 佐賀城公園（佐賀市）

〈都市公園等の種類〉

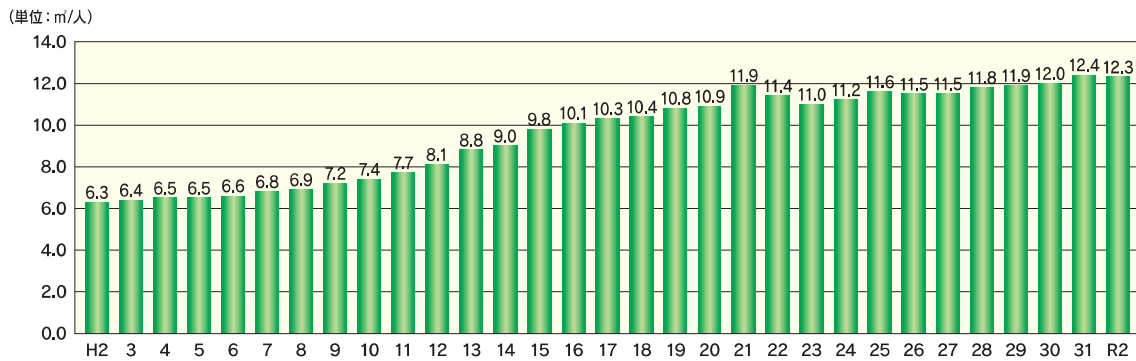
機能		名称	内容	
身近な公園	主として街区内に居住する者の利用に供する公園	住区基幹公園 街区公園	250m以内の居住者を対象とし、面積0.25haを標準とする。	
	主として近隣に居住する者の利用に供する公園	近隣公園	500m以内の居住者を対象とし、面積2.0haを標準とする。	
	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供する公園	地区公園	1km以内の居住者を対象とし、面積4.0haを標準とする。また、都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4.0ha以上を標準とする。	
都市の代表的な公園	都市住民の休養、鑑賞、散歩、遊戯等の総合的な利用に供する公園	都市基幹公園 総合公園	都市規模に応じ、面積10～50haを標準として配置する。	
	都市住民の主として運動の利用に供する公園	運動公園	都市規模に応じ、面積15～75haを標準として配置する。	
広域レクリエーションに対する公園	主として一の市町村の区域を越える広域レクリエーション需要の充足に資する公園	大規模公園 広域公園	面積50ha以上を標準とする。	
	大都市その他の都市圏から発生する広域レクリエーション需要の充足に資する公園	レクリエーション都市	大規模な都市公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、全体規模1,000haを標準として配置する。	
一の都府県を越えるような広域的な利用に供すること又は国家的記念事業等とすることを目的に、国が設置する公園		国営公園	広域的な利用に供する公園については、面積概ね300ha以上を標準として配置する。	
史跡の保全や動植物の展示等の特殊な公園		緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等の区分があり、目的に応じ配置する。
大気汚染、騒音等の公害防止及びコンビナート地帯等における災害の防止を図る公園			緩衝緑地	公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置において、公害、災害の状況に応じ、配置する。
都市の自然的環境の保全及び都市景観の向上等を図る公園			都市緑地	市街地の形態及び土地利用に応じ配置する。
動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする公園			都市林	都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図る公園			緑道	幅員10～20mを標準とする。
都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的とする公園			広場公園	商業・業務系の土地利用が行われる地域に配置する。

2 都市公園の現況

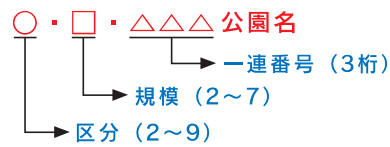
本県の都市公園等は、令和3年3月31日現在269箇所、913ha(特定地区公園を含む)が開設され、計画対象人口一人当たりの都市公園等面積は12.3㎡/人で全国平均の12.3㎡/人と変わらない整備状況です。

これまでの、都市公園の量的な確保を目指してきましたが、これからは、社会が成熟化し、利用者の価値観も多様化する中、緑とオープンスペースの多機能性を、都市のため、地域のために引き出せるよう、各種施策と連携した取組を進めていきます。

〈佐賀県の1人当たり都市公園等面積〉



〈都市公園の名称〉



区分 (○)	2: 街区公園 3: 近隣公園 4: 地区公園 5: 総合公園 6: 運動公園 7: 特殊公園 (風致公園等) 8: 特殊公園 (動物公園、植物公園、歴史公園等) 9: 広域公園
規模 (□)	2: 面積 1 ha未満 3: 面積 1 ha以上 4 ha未満 4: 面積 4 ha以上 10 ha未満 5: 面積 10 ha以上 50 ha未満 6: 面積 50 ha以上 300 ha未満 7: 面積 300 ha以上
一連番号 (△)	当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付する。



●広域公園 森林公園

下水道

下水道は、健康で文化的な生活の基盤となる施設であり、公共水域の水質を保全するうえで必要な施設です。下水道は日常生活で使用したよごれた水を処理場を集めて、きれいな水にして川や海に戻す大切な施設です。

1 下水道の役割

①生活環境の改善

家庭などから発生する汚水が速やかに排除されず、住宅周辺にたまると、蚊や蠅の発生源や悪臭の原因となり、生活環境は悪化します。下水道を整備することにより、汚水は速やかに排除され、周辺の環境は向上します。

②トイレの水洗化

下水道を整備することにより、トイレが水洗化され、清潔で快適な生活環境に改善されます。

③水質の保全

汚水が処理されないまま水路や川などに流出すると、水質が悪化する原因となります。下水道は、このような汚水の処理を行うことにより、川や海などの水質汚濁の防止に積極的な役割を果たしています。

④浸水の防除

雨水を速やかに排除し、浸水の防除を行うことも下水道の重要な役割となっています。都市に降った雨は、道路側溝などを通して雨水用の下水管等へ流入し、速やかに排除されます。

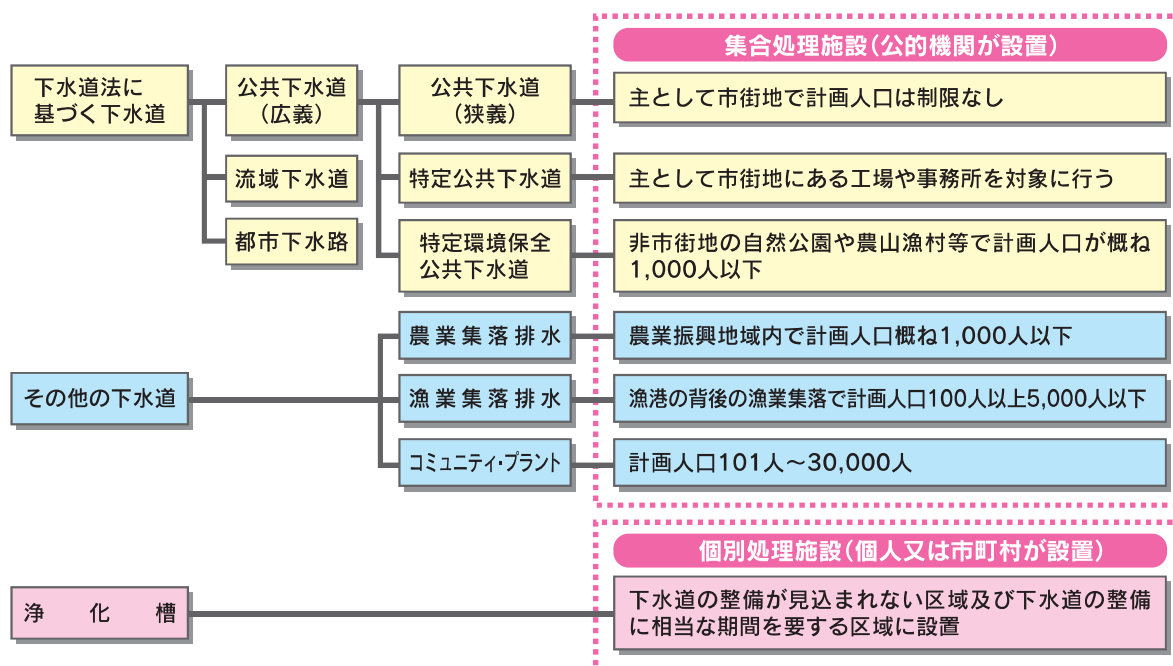
⑤下水道資源及び施設の有効利用

処理水や汚泥は、熱等の多くの利用可能な資源・エネルギーを有しており、それらを再利用することにより、省エネ・リサイクル社会の実現に向けて大きな役割を担っています。

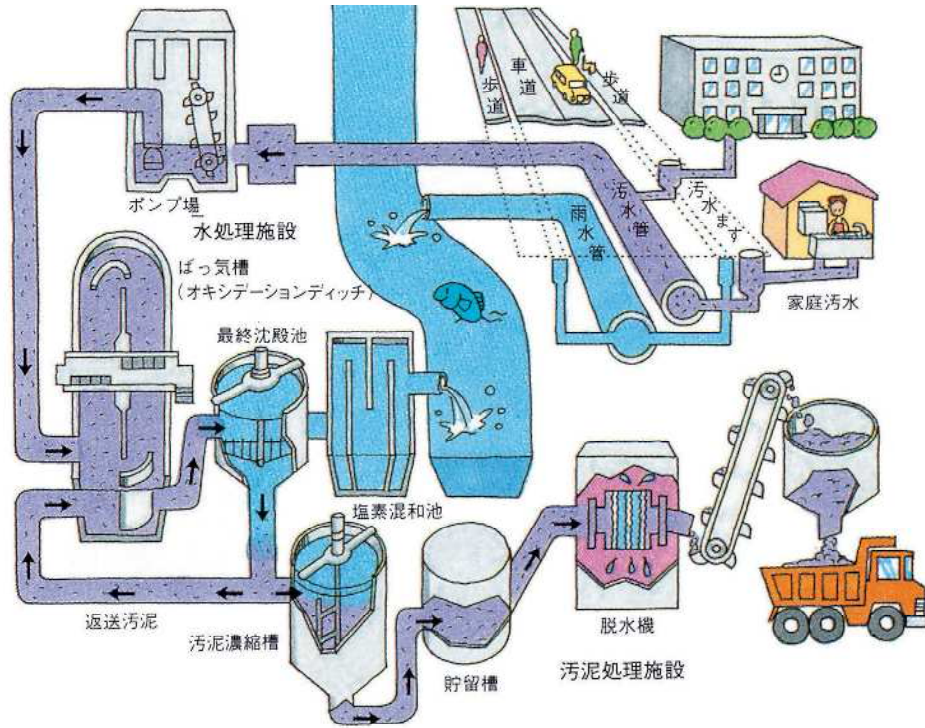
2 下水道のしくみと生活排水処理施設の種類の種類

佐賀県の下水道では家庭や工場から出される汚水と雨水とを別々に集めて処理しており、汚水や雨水を流すための「管渠」、流れてきた汚水や雨水を汲みあげる「ポンプ場」、集まってきた汚水を衛生的に処理する「終末処理場」の三つの施設から成り立っています。また、汚水処理施設は、その規模や用途によって次のような種類に分けられます。

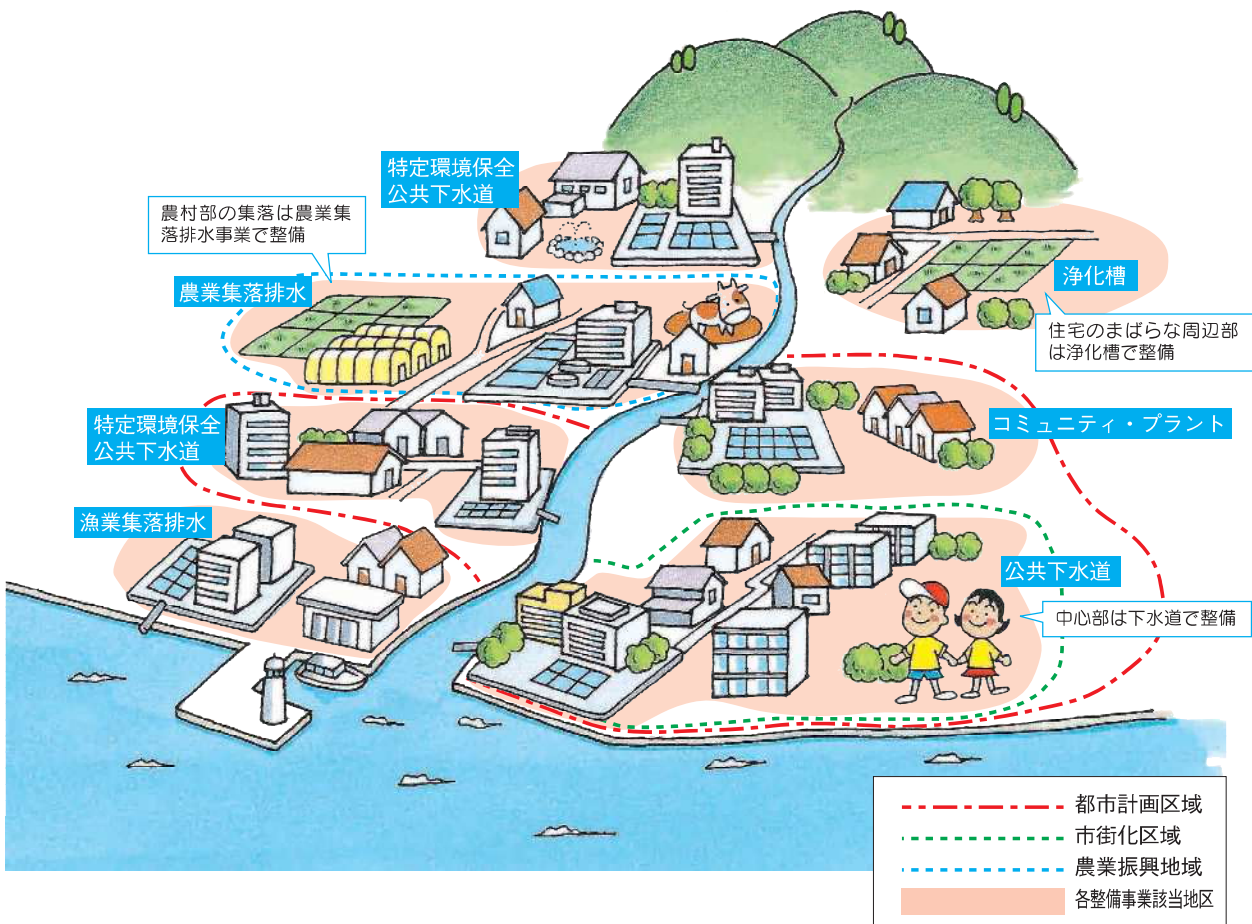
〈下水道等の種類〉



●下水道のしくみ



●生活排水処理施設整備事業の概念図



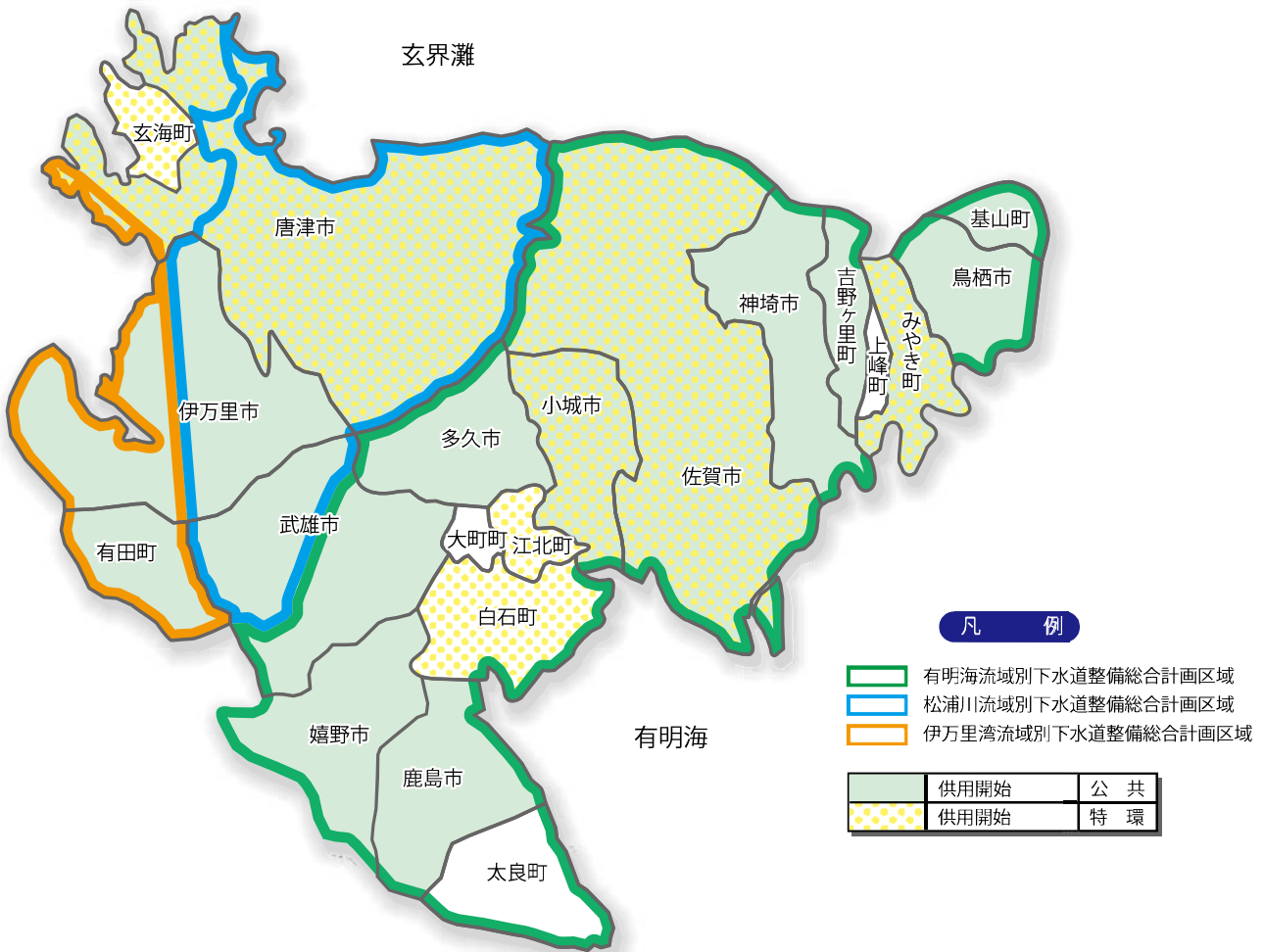
3 佐賀県の下水道

本県の下水道事業は、昭和46年度に佐賀市で着手された公共下水道が最初であり、令和4年7月31日現在10市7町(佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、玄海町、有田町、江北町、白石町)において供用を開始しています。

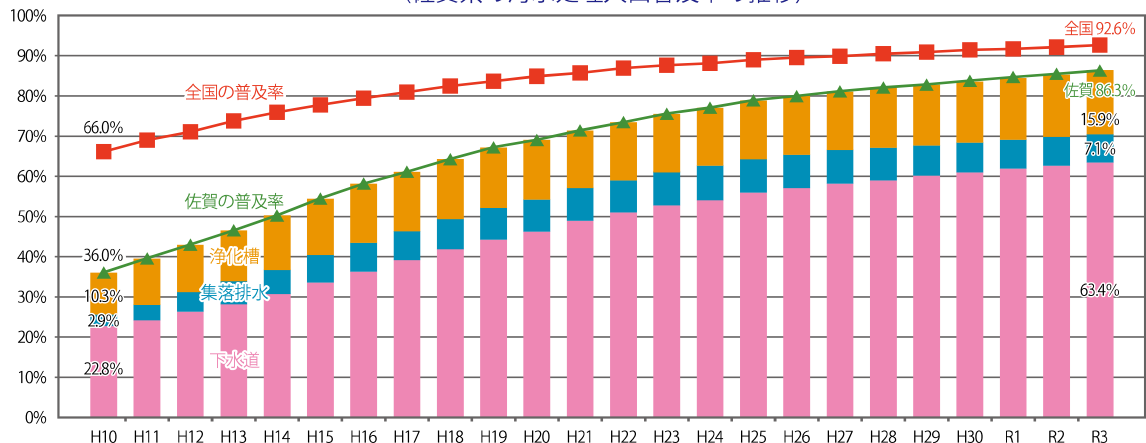
また、特定環境保全公共下水道は、都市計画区域において、2市1町(唐津市、小城市、白石町)が供用開始しており、都市計画区域外でも、3市4町(佐賀市、唐津市、小城市、みやき町、玄海町、江北町、白石町)において供用を開始しています。

本県における汚水処理人口普及率は令和4年3月31日現在86.3%であり、下水道区域の普及率が95.3%、集落排水区域の普及率が98.7%、浄化槽区域の普及率が54.6%となっています。今後は、整備とあわせて、老朽化した施設の改築・更新を行うとともに、広域化・共同化等の取組みにより、経営の健全化・安定化を図ることが必要です。

〈下水道事業実施状況概要図〉



〈佐賀県の汚水処理人口普及率の推移〉



4 下水道基本計画の策定

①基本構想の作成

市町村の現況及び将来計画について各種資料を収集し、下水道整備区域、幹線管渠のルート、処理場候補地等の基本的な事項について検討し、経済的で実現可能な下水道計画の素案を作成します。素案作成に当たっては、議会との連絡調整、処理場候補地についての地元住民の意向確認、財政計画なども重要な要素となります。

②全体計画の作成

基本構想の結果を踏まえて、更に詳細な検討を加え、施設の規模、配置などの下水道の骨格を決定します。

また、下水道事業を円滑に推進するためには、住民の理解と協力が不可欠なことから、計画策定作業と並行して、地元説明会やパンフレット、広報誌などによるPRも必要になります。

下水道は、都市計画法に基づく都市施設ですので、都市計画区域外のものを除いて、排水区域や処理場の位置などについて都市計画決定をする必要があります。

③事業計画の策定

事業計画とは、全体計画区域のうち、事業着手後5～7年以内に実施可能な範囲について詳細に検討し、施設の配置、構造、能力などを決定するものです。

事業に着手するためには、下水道法に基づき知事と協議を行う必要があります。協議を行った事業計画は、法律上の下水道施設として位置付けられ、施設の設置や改築に要する費用の一部について国庫補助されることになります。

また、都市計画区域内で事業を実施する場合は、都市計画法に基づく事業認可も必要です。



●小学生がデザインした水質浄化センターのレリーフ（有田町）



●多久みず環境保全センター(多久市)

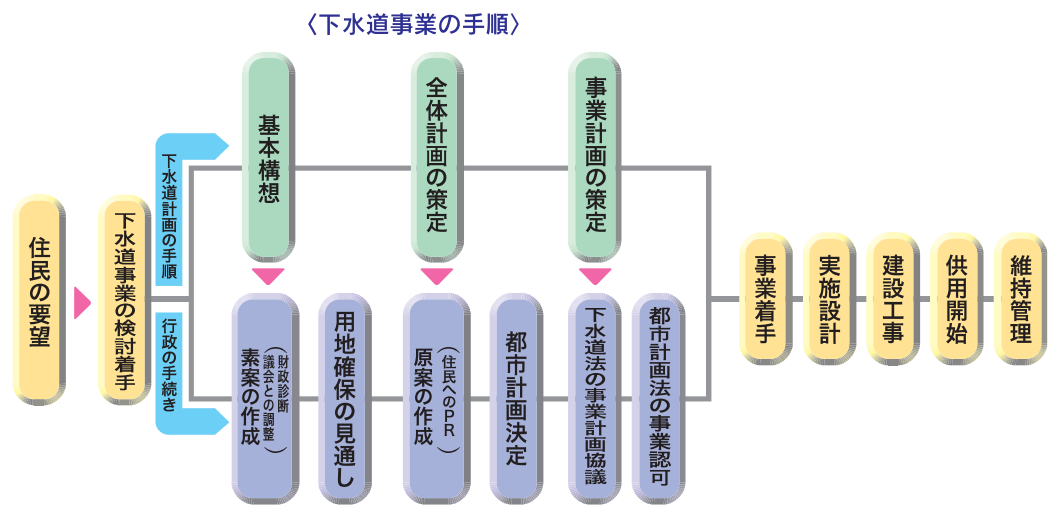


5 施設の建設

事業計画の認可を受けた後は、各市町で国庫補助金、地方債などによって財源を確保し、下水道施設の建設を行うこととなります。建設工事に先立ち、実施設計を行う必要がありますが、この経費も国庫補助の対象となります。

6 施設の維持管理

施設の建設が完了した後、下水道の機能を十分発揮し、本来の目的を達成するためには適正な維持管理が必要であり、処理場の運転操作だけでなく、使用料徴収などの下水道事業を運営するための業務も重要です。



●新世代下水道支援事業(旧水循環・再生下水道モデル事業)で整備した田代第4雨水幹線(佐賀市松原川) 緑豊かな水辺環境の整備により、市民の憩いの場となりました。

その他の都市施設

汚水処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設、と畜場及び火葬場などは、快適な都市生活を営むために欠くことのできない施設です。
 これらを建築する場合は、建築基準法第51条の規定により、都市計画としてその敷地の位置を決定したもの、又はその位置、規模が都市計画上支障がないとして都市計画審議会の議を経て許可したものでなければなりません。
 これらの施設は、都市の総合的な土地利用計画に基づき、各種都市施設の一環として計画されるべきものであり、その位置の選定及び施設の計画に当たっては、周囲に及ぼす影響を十分配慮して行っています。

種類	機能	県内の決定状況
汚物処理場	公共下水道で処理されない、汲み取りし尿等を処理するための施設。	5施設
ごみ焼却場	都市から排出される一般ごみを埋立処分するため、焼却により減容化、無公害化等を図る施設。	5施設
その他の処理施設	ごみ焼却場に該当しない、廃棄物の処理を行う施設。	4施設
市場	生鮮食料の卸売りのための施設。	1施設
と畜場	食用にする目的で、牛、馬、豚等をと畜解体するための施設。	1施設
火葬場	死体を焼き、骨を拾って葬ることを行う施設。	12施設



●ごみ焼却場(佐賀市清掃センター)



●佐賀市健康運動センター
 (ごみ焼却場の余熱を利用した運動施設)



●火葬場(佐賀市つくし斎場)